

平成25年における臨時休業日及び臨時開市日設定の基本的考え方

青森市中央卸売市場

	青果部	水産物部	花き部
基本体制	4週6休型を基本とする。	4週6休型を基本とする。	4週8休型を基本とする。
臨時休業日数	28日	24日	51日
臨時休業日の曜日設定	原則として、第2及び第4水曜日を臨時休業日とする。 また、当該週内に祝日がある場合は休業しない(2/13、5/8、9/25、12/25) 4週8休型の市場の休業の試行として、1月の第5週、2月の第1週及び第3週、3月の第1週、6月の第1週及び第3週の水曜日臨時休業日とする。(1/30、2/6、2/20、3/6、6/5、6/19)	原則として、第2及び第4水曜日を臨時休業日とする。 また、当該週内に祝日がある場合は休業しない(2/13、5/8、9/25、12/25) 4週8休型の市場の休業の試行として、2月と6月の第1週及び6月の第3週の水曜日については臨時休業日とする。(2/6、6/5、6/19)	原則として毎週土曜日を臨時休業日とする。 12/29、12/30は入荷量が少ないこと、従業員の労務管理のため臨時休業日とする。
臨時開市	5月3日(金) (5月の連休の地元需要に対応するため) 12月23日(月) (年末の需要増への対処のため) 2日	5月3日(金) 5月4日(土) (5月の3連休の回避及び連休の地元需要に対応するため) 12月23日(月) (年末の需要増への対処のため) 3日	1月4日(金) 1月14日(月) 2月11日(月) 3月20日(水) 4月29日(月) 5月3日(金) 5月6日(月) 7月15日(月) 9月16日(月) 9月23日(月) 10月14日(月) 11月4日(月) 12月23日(月) (需要期の対応のため) 13日
年 末	条例どおり12/31休業	条例どおり12/31休業	12/29、12/30を臨時休業日とするほか、条例どおり12/31休業
年 始	条例どおり1/1～1/4休業	条例どおり1/1～1/4休業	1/1～1/3は条例どおり休業し、1/4は臨時開市し初せりとする
5 月 連 休	5/3(金)を臨時開市し、5/4(土)、5/5(日)は休業	5/3(金)、5/4(土)を臨時開市し、5/5(日)は休業	5/3(金)、5/6(月)を臨時開市し、5/4(土)、5/5(日)は休業
8月(お盆休み)	8/14(水)、8/15(木)、8/16(金)は臨時休業	8/14(水)、8/15(木)、8/16(金)は臨時休業	
年 間 開 市	269日	274日	258日
年間休市日数	96日	91日	107日
備 考			

青森市中央卸売市場業務条例

第5条(開場の期日)

市場は、日曜日(1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く)、祝日、1月2日から4日及び12月31日を除き、毎日開場するものとする。